

平成29年第6回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 平成29年6月22日(木)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市立中央公民館視聴覚室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会会長 中 村 勝 司
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会長諸報告について
日程第3 報告第15号 農地法第4条の規定による届出について
日程第4 報告第16号 農地法第5条の規定による届出について
日程第5 議案第12号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている
旨の証明願いについて
日程第6 議案第13号 東大和市農業委員会会議規則の一部を改正する規則につ
いて
- 5 出席委員(15名)
 - 1番 岩 田 高 雄
 - 2番 三 田 武 司
 - 3番 中 村 勝 司
 - 4番 野 口 和 広
 - 5番 比留間 梅 男
 - 6番 橋 本 貴 夫
 - 8番 町 田 務
 - 9番 石 川 文 男
 - 10番 川 鍋 正 義
 - 11番 関 田 文 吉
 - 12番 二 宮 由 子
 - 13番 内 野 貞 夫
 - 14番 荒 幡 伸 一
 - 15番 床 鍋 義 博
 - 16番 押 本 信 夫
- 6 欠席委員(1名)
 - 7番 森 田 真 一
- 7 出席した職員
事務局(1) 小 川 泉 事務局(2) 岩 田 豊 和
- 8 会議の結果
報告第15号及び第16号について専決処理を確認した。
議案第12号について審議した結果、証明を発行することに決定した。
議案第13号について審議した結果、原案通り決定した。

9 会議の概要

事務局（１） 会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告をいたします。

定数16、現員数16、15名の出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例会が成立することをご報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

（午後 2時00分）

◎開 会

議 長 では、ただいまより、平成29年第6回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたさせます。

事務局（１） （議事日程報告）

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は1番、岩田高雄委員、2番、三田武司委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告を行います。（会長報告）

◎報告第15号

議 長 続いて、日程第3、報告第15号 農地法第4条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（２） （議事日程に基づき説明 2件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第15号 農地法第4条の事案については、所有権の移転が確認ができておりますので受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第16号

議 長 続いて、日程第4、報告第16号 農地法第5条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（2） （議事日程に基づき説明 3件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第16号 農地法第5条の事案については、所有権の移転が確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎議案第12号

議 長 続きまして、日程第5、議案第12号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い3件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（1） （議事日程に基づき説明 3件）

議 長 説明のとおり、本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番、宮鍋さんの事案についてご審議をいただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にご意見等もないようですので、証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 ご異議ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号2番、星野さんの事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にご意見等もないようですので、証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号3番、三田さんの事案についてご審議いただきます。

3番の事案につきましては、三田武司委員に関する事案でございます。三田武司委員につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与が制限されておりますので、退席をお願いいたします。

(三田委員退席)

議 長 本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にご意見等もないようですので、証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

ここで、三田武司委員の議事参与を解除いたします。

(三田委員入室)

◎議案第13号

議 長 続きまして、日程第6、議案第13号 東大和市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について、本件を議題にします。

事務局より内容について説明いたさせます。

事務局(1) 議案第13号についてご説明申し上げます。

それでは、お手元の東大和市農業委員会会議規則(案)と、事前に配付をさせていただきました東大和市農業委員会会議規則新旧対照表を、あわせてごらんいただきたいと思います。お手元にご準備いただきたいと思います。

初めに、今回の改正に至りました経緯でございますが、農業委員会等に関する法律の改正に伴うものであります。

改正内容のポイントは、3点ございます。1点目は、法改正に伴い現行規則の第5条にございます「選挙後初の会議で」を、「委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会において」に改めるものであります。2点目は、第2条第3項にございます法の引用の条文の

条ずれの訂正でございます。3点目は、文言の整理でございます。具体的には、各条文の見出しの記載のほか、委員会の会議を総会に改めるなど、内容と表記を整理したものであります。

以上、東大和市農業委員会会議規則の一部を改正する規則についてご説明いたしました。議長におかれましては、よろしくご協議いただきたいと思います。

議長 説明いたしました。

本件について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

特にご意見等もないようですので、東大和市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について、原案どおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 長 ご異議ないようですので、原案どおり決定いたします。

◎閉 会

議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

(午後 2時31分)